

申告の手引き

目次

※申告書の記入例はP8～掲載しています



1. 申告が必要な方	P 1	6. 固定資産税と国税の取扱いとの相違点	P 5
2. 償却資産とは	P 1	7. 課税標準の特例	P 6
3. 業種別の主な償却資産	P 2	8. 提出書類	P 7
4. 申告の対象とならないもの	P 3	9. 申告書の記入例	P 8
5. 家屋と償却資産の区分	P 3		

申告期限

令和7年1月31日[金]

※申告受付は令和7年1月6日（月）からです

償却資産の申告制度について

土地及び家屋については、原則不動産登記簿を基礎として所有者・物件等を把握することができますが、償却資産については、そのような制度がないため、所有者からの申告により資産を把握する制度がとられています。

そのため、償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告しなければならないことになっています。前年度からの資産の異動がない場合や、耐用年数を経過して減価償却を終えている場合でも毎年申告の必要があります。

なお、正当な理由がなく申告をしなかったことにより10万円以下の過料を科す場合、または申告漏れ等により不足税額の追徴を行う場合がありますので、ご注意ください。

また、年間を通して税務署に調査に行き、個人・法人それぞれの国税申告の書類を閲覧させていただいています。税務署調査の結果を基にして、市職員が市への申告内容の確認のための調査を行う場合があります。調査を依頼した際にはご協力をお願いします。

申告書提出先
問い合わせ先

境港市役所 税務課 固定資産税係（本庁舎1階）

〒684-8501 鳥取県境港市上道町3000番地

TEL: 0859-47-1018（直通）FAX: 0859-44-3001

※地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用し、インターネットによる申告も受け付けています。

詳しくは、eLTAXのホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

1. 申告が必要な方

境港市内で事業をされている方

令和7年1月1日現在、境港市内に事業用の資産を所有している法人または個人

境港市内に貸し付け資産のある方

令和7年1月1日現在、貸付を業として境港市内の事業所に

償却資産を貸し付けている法人または個人



2. 償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されるもの（法人税または所得税が課税されない者が所有するものを含む。）をいいます。

◆償却資産の種類と具体例◆

種 類		資 産 の 例 示
1 構築物	構築物	門、塀、舗装路面、看板(広告塔など) 等
	建物・建物 附属設備	受変電設備、予備電源設備、基礎工事をしていない簡易物置、その他建築設備 等(3 ページ「5.家屋と償却資産の区分」をご参照ください。)
2 機械及び装置		土木機械、クレーン等建設機械、加工設備、各種製造設備 等
3 船舶		漁船、貸ボート、モーターボート、釣船 等
4 航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5 車両及び運搬具		大型特殊自動車(分類番号が「0、00 から 09 及び 000 から 099」、 「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両)、台車 等
6 工具・器具及び備品		事務用器具、業務用備品、測定工具、陳列ケース、パソコン 等

なお、以下の資産も、事業の用に供することができる状態であれば申告対象となります。

- (1) 耐用年数が経過し、残存価格のみが計上されている資産
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- (3) 遊休または未稼働の資産
- (4) 取得価格が20万円未満の資産であっても、個別に減価償却しているもの
- (5) 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしている資産
(例：中小企業等の損金算入の特例を適用した資産（少額減価償却資産）)

リース資産の申告



- 1 リース会社が申告する資産
 - ・いわゆるレンタルであるリース契約（オペレーティングリース取引）
 - ・リースの所有権がリース会社にある資産（所有権移転外ファイナンスリース取引）
- 2 借受人が申告する資産
 - ・譲渡条件付リース（所有権留保付割賦販売とみなす）等リースの最終的な所有権が借受人にある資産（所有権移転ファイナンスリース取引）

3. 業種別の主な償却資産

各業種 共通のもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、キャビネット、ロッカー、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫 等
業 種	主 な 資 産 の 名 称
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫 等
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫 等
理容業、美容業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板、給排水設備等
製パン業、製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん鍊機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装設備 等
医院、歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器）、各種事務機器、看板、待合室用いす 等
駐車場事業	舗装路面、柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）等
工場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、看板、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備 等
バー、喫茶・軽食	ステレオ、ガスレンジ、自動食器洗浄器、製氷器、エレクトーン等の楽器、ミラーボール、放送設備 等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、カード発行機、島台、店内放送設備、防犯監視設備、事務機器 等
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機 等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー 等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、地下タンク、独立キャノピー 等
木工業	帯鋸、糸鋸、丸糸機、木工フライス盤、カンナ機、研磨盤 等
鉄工業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー 等
ホテル、旅館	ルームインジケータ設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、カラオケセット、カーテン、テレビ、ベッド、応接セット、冷蔵庫、看板、ボイラー 等
食肉販売業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機 等
カラオケボックス	カラオケセット、接客用家具、照明設備 等
不動産貸付業 (アパート経営)	駐車場・アスファルト・進入路等の舗装、外構・下水道工事、植栽、フェンス、門、塀、看板、外灯、簡易自転車置場、簡易プロパン庫、ゴミ置場、屋外給排水設備、受変電設備、LAN配線、ルームエアコン、椅子、机 等
漁業	漁船、漁網、魚群探知機、無線機 等
農業	皮むき機、ビニールハウス、収穫機（小型特殊自動車（トラクター・乗用装置付きのコンバイン等）に該当するものは除く）、乾燥機、噴霧器 等
再生可能エネルギー発電事業	太陽光パネル、架台、附属装置 等

4. 申告の対象とならないもの

次に掲げる資産は申告対象とはなりませんので、申告の必要はありません。

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となる自動車（例：小型フォークリフト）
※ナンバープレートを取得していない無登録自動車の場合も償却資産（固定資産税）の対象にはなりませんが、ナンバープレートを取得していない場合は、所定の事務所等で登録手続きをしてください。
- (2) 無形減価償却資産（例：電話加入権、ソフトウェア）
- (3) 平成 10 年 4 月 1 日以降開始の事業年度に取得した資産で、
 - ア 耐用年数が 1 年未満または取得価格が 10 万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているものまたは必要経費としているもの）
 - イ 取得価格が 20 万円未満の償却資産を税務会計上 3 年間で一括償却しているもの
- (4) 法人税法第 64 条の 2 第 1 項・所得税法 67 条の 2 第 1 項に規定する（ファイナンスリース取引に係る）リース資産で取得価格が 20 万円未満のもの

◆ 償却方法と申告対象一覧◆

経理区分 取得価格	個別に減価償却 しているもの	中小企業者の 少額資産特例	一時に損金算入 または必要経費 としたもの	3 年間で一括償 却としたもの	法人税法第 64 条の 2 第 1 項・所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規 定するリース資産
10 万円未満	申告対象		申告対象外	申告対象外	申告対象外
10 万円以上 20 万円未満					
20 万円以上 30 万円未満		申告対象			申告対象
30 万円以上					

5. 家屋と償却資産の区分

家屋（建物）は、通常その使用目的に応じて、電気設備、給排水設備、ガス設備等の各種設備が家屋本体に設置されます。一般にこれらの設備（建物附属設備といいます。）は家屋に含めて評価するものですが、中にはその性質上家屋の評価に含めず償却資産として取り扱うものがあります。

(1) 家屋として取り扱うもの

家屋の所有者が付加した建築設備で、「家屋と構造上一体」となって、「その家屋の効用を高めるもの」。

(2) 償却資産として取り扱うもの

① 下記のいずれかに該当するもの（所有者に関わらず償却資産として取り扱います。）

- ア 構造的に家屋とは独立しているもの（屋外給水塔、独立煙突等）
- イ 家屋から独立した機械及び装置としての性格が強いもの（受変電設備、電話交換機等）
- ウ 工場等における特定の生産または業務の用に供されるもの
- エ 顧客の求めに応じるサービス設備としての性格が強いもの（飲食店等の厨房設備等）

② 賃借人（テナント）等がその借用建物に施工した内装・造作等

家屋の所有者と異なる方（賃借人等）がその借用建物・店舗等に施工した内装・造作や建物附属設備等は、次ページの表にかかわらず（家屋に含めるものに分類されるものであっても）、賃借人等の方から償却資産として申告していただくことになります。

◆家屋と償却資産の区分表（家屋と設備等の所有者が同じ場合）

設備等の種類		償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電気設備	受変電設備	設備一式	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備	
	中央監視設備	設備一式	
	電灯照明設備	屋外照明設備	屋内照明設備
	電力引込設備	引込工事	
	動力配線設備	生産事業用機器の動力配線設備一式、屋外電灯配線	左記以外の設備
	電話設備	電話機、交換機等の機器	左記以外の設備
	拡声設備	マイクロフォン、スピーカー、アンプ等の機器	左記以外の設備
給排水設備		屋外設備 引込工事	左記以外の設備
給湯設備		湯沸機等の局所式設備	中央式給湯設備
ガス設備		生産事業用ガス設備、屋外ガス設備	屋内配管
衛生設備			屋内器具設備（大便器、小便器、洗面化粧台、浴槽等）
浄化槽設備		設備一式（構造上家屋と一体となっていないもの）	設備一式（構造上家屋と一体となっているもの）
換気設備			設備一式
避雷設備			設備一式
空調設備		ルームエアコン（天井埋込型を除く）、生産事業用の空調設備	左記以外の設備
消火設備		ホース、ノズル、消火器、屋外消火栓、屋外貯水槽 等	消火栓設備、スプリンクラー
運搬設備		ベルトコンベアー	エレベーター、 エスカレーター
厨房設備		顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備	左記以外の設備
洗濯設備		顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備	左記以外の設備
その他の設備等		冷凍倉庫における冷凍設備、LAN 設備、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備、カーテン・ブラインド等	
床・壁・天井仕上、店舗造作等		簡易間仕切り、カウンター等で容易に取り外しのできるもの	家屋と構造上一体となっているもの

※賃借人（テナント）等がその借用建物に施工した内装・造作や建物附属設備等は、上表の区分にかかわらず、賃借人等の方から償却資産として申告していただくことになります。

6. 固定資産税と国税の取扱いとの相違点

償却資産に対する課税について、国税の取扱いと比較すると次のとおりです。

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年(賦課期日 1 月 1 日現在)	事業年度
減価償却の方法	定率法 減価率は国税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ	建物以外の資産は、定率法・定額法の選択制度 【定率法選択の場合】 ・平成 24 年 4 月 1 日以降に取得された資産は「定率法 (200%定率法) 適用」 ・平成 19 年 4 月 1 日以降に取得された資産は「定率法」(250%定率法) 適用 ・平成 19 年 3 月 31 日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得	半年償却	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。(注 1)	認められます。
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められません。(注 2)	認められます。
増加償却	認められます。(注 3)	認められます。
評価額の最低限度	取得価額の 100 分の 5	備忘価額 (1 円) まで
改良費	区分評価 (改良を加えた資産と改良費を分けて評価)	合算評価

(注 1) 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額をご記入ください。

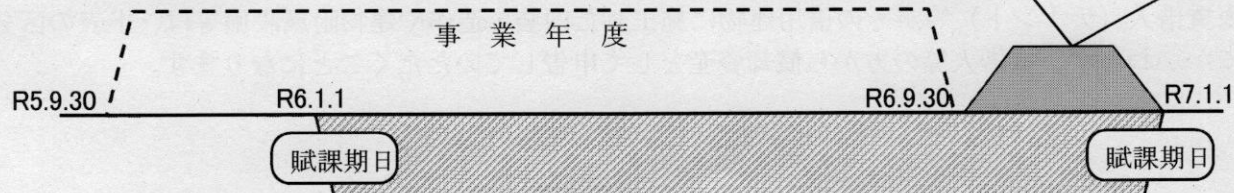
(注 2) 固定資産税における償却資産の評価は、財産課税としての適正な時価を求めることにあるため、租税特別措置法等による政策目的によって設けられた特例 (特別償却制度等) は認められていません。

(注 3) 使用時間を超えて使用される機械及び装置について、所得税法若しくは法人税法の規定による増加償却が認められた資産は、償却資産についても増加償却が適用されます。その場合は、税務署長への届出書の写しを償却資産申告書とともにご提出ください。

固定資産税の賦課期日と事業年度との関係

固定資産 (償却資産) の賦課期日は 1 月 1 日です。法人の事業年度の末日が賦課期日と異なる場合で、事業年度末から賦課期日まで増加または減少があったときは、それらの増減資産についても申告してください。申告すべき年度に申告が漏れ、翌年度に申告されるケースが多く見られます。申告漏れにより不足税額の追徴を行う場合がありますので、ご注意ください。

(例) 1 年決算法人で決算日が 9 月 30 日の場合



7. 課税標準の特例

地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条等の規定により次に掲げる償却資産（抜粋）については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

該当資産をお持ちの方は「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に該当条項を記載してください。なお、特例適用には添付書類が必要な場合があります。申告書提出後に摘要欄に特例についての記載がある方には、必要な添付書類の提出を改めてお願いする場合があります。

課税標準の特例適用資産（抜粋）

令和 6 年 12 月現在

適用条項	資産の種類	適用期間	特例率
地方税法 第 349 条の 3 第 5 項	内航船舶	期限なし	1/2
地方税法 附則第 15 条 第 2 項第 1 号	汚水・廃液処理施設 ◇取得時期：令和 6 年 4 月 1 日～ ～令和 8 年 3 月 31 日		1/2
地方税法 附則第 15 条 第 44 項	先端設備等（※） （従業員への賃上げ方針の表明なし） ◇取得時期：令和 5 年 4 月 1 日 ～令和 7 年 3 月 31 日	取得後 3 年度分	1/2
地方税法 附則第 15 条 第 44 項	先端設備等（※） （従業員への賃上げ方針の表明あり） ◇取得時期：令和 5 年 4 月 1 日 ～令和 7 年 3 月 31 日	取得後 5 年度分	1/3
地方税法 附則第 15 条 第 44 項	先端設備等（※） （従業員への賃上げ方針の表明あり） ◇取得時期：令和 6 年 4 月 1 日 ～令和 7 年 3 月 31 日	取得後 4 年度分	1/3

- ・特例資産は、各項目のうち政令または総務省令等で定められたものに限りま。
- ・旧法第 349 条の 3 及び旧法附則第 15 条に該当する資産で、一部従前のまま適用されるものがあります。
- ・法令の改正等により、新設・延長・廃止など、内容が改正される場合があります。
- ・表に抜粋したもの以外にも特例はあります。地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条等を参考にしてください。

※先端設備等の特例

先端設備等導入計画に基づき取得した設備が対象。

詳細は、水産商工課商工振興係（TEL：0859-47-1056）にお問い合わせください。

8. 提出書類

		償却資産申告書 (償却資産課税 台帳)	種類別明細書 (増加資産・ 全資産用)	種類別明細書 (減少資産用)	備 考
昨年度以前から 申告あり	資産の増減がない場合 (異動なし)	○			18.備考「2.異動 なし」に○する
	資産が増加した場合	○	○		
	資産が減少した場合	○		○	
	資産が増加・減少の両方 ある場合	○	○	○	
	廃業・解散、事業所を市 外に移転の方	○			18.備考「3」の該 当項目に○する
初めて申告	申告する資産がある場合	○	○		R7.1.1 現在所有 の全資産を申告
	申告する資産がない場合	○			18.備考「4.該当資 産なし」に○する
企業電算処理方式による申告 (※)		○	○		

※企業の電算処理により申告される場合は、増加・減少した資産のみの申告ではなく、令和7年1月1日現在に所有する全ての資産について、評価額を算出し、申告してください。

資産内容が前年度と変更がない場合でも、種類別明細書（評価額、課税標準額等を記載）を添付してください。

申告書等の用紙は、境港市ホームページからダウンロードできます。

【URL】 <https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=117697>

個人は12桁の個人番号を、法人は13桁の法人番号を、申告書の所定の欄に記載し、個人の方はマイナンバーカード等をご準備ください。
詳しくは記入例を参考にしてください。

(1)償却資産申告書の記入例

前年から資産の増減が無い場合でも申告が必要です
申告書右下「18 備考」欄の「2.異動なし」に○をして申告してください。

【個人番号(12桁)・法人番号(13桁)を記載してください】
※個人の方は、左側を1文字空けて個人番号を記載し、(1)または(2)の個人番号・本人確認書類をご準備ください。
(1)マイナンバーカード(表面、裏面)
(2)通知カード等+本人確認書類(免許証等)

令和 7 年 1 月 6 日 令和 7 年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

受付印 境港市長様

1 代表電話番号を記入してください。登録してある住所に変更や誤りがある場合は、二重線で訂正してください。

2 事業所に屋号があれば記入してください。氏名に変更や誤りがある場合は、二重線で訂正してください。

3 個人番号又は法人番号

4 事業種目(業種等) 印刷業

5 事業開始年月 平成 15 年 12 月

6 この申告に添付する者の氏名及び氏名 経理係 境港 花子

7 税理士等の氏名 境税理士事務所 税務 太郎

※所有者コード

8 短期所有年数の承認 有

9 増加償却の承認 有

10 増減の承認 有

11 課税標準の特例 有

12 特別償却又は減価償却 有

13 税務会計上の償却方法 定額法

14 青色申告 有

15 境港市における事業所の所在地を記入してください。

16 リースを受けている資産の有無、「有」の場合はその貸主の住所、氏名、資産名称等を記入してください。

17 該当する方を○で囲ってください。

18 該当する項目を○で囲ってください。
1.異動あり 資産の増減がある場合
2.異動なし 前年までに申告された資産に異動がない場合
3.廃棄等 廃棄等で全ての資産が減少した場合
4.該当資産なし 初めて申告される方で、申告する資産がない場合
5.その他 添付書類がある場合など

＜取得価額＞
(ロ)前年中に減少した資産の取得価格の合計額を資産の種類ごとに記入してください。
(ハ)前年中に増加した資産の取得価格の合計額を資産の種類ごとに記入してください。
(二)「(イ)-(ロ)+(ハ)」の結果を資産の種類ごとに記入してください。

資産の種類	前年中に減少したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に増加したもの(ハ)	計(イ)-(ロ)+(ハ)(二)
1 構築物				
2 機械及び器具	19,000,000	2,300,000	1,756,000	18,456,000
3 船			30,000,000	30,000,000
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	2,000,000	391,500	751,000	2,359,500
7 合計	21,000,000	2,691,500	32,507,000	50,815,500

市(区)町村内における事業所等資産の所在地

① 上道町3000番地(境港営業所)

② 瀬見町100番地(工場)

③

借用資産 貸主の名称等

(有・無) 鳥取リース 株式会社 (コピー機、パソコン)

事業所用家賃の所有区分

自己所有・借入

備考(添付書類等)

① 異動あり (増加資産・減少資産)

2. 異動なし

3. 廃棄・休業・解散・転出

4. 該当資産なし

5. その他

上記事実の発生年月日(年 月 日)

(ホ)～(ト) 電算処理による全資産申告を行う事業所以外は記入不要です。

(2)種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例

※ 資産の異動がない場合は、提出の必要はありません。

＜資産コード＞
耐用年数省令の変更等で資産コードが既にわかっている時のみ、同封の償却資産細目一覧表のとおり記入してください。
初めて申告される方は「1」から順に記入してください。

＜耐用年数＞
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表1から6まで(別表3及び4を除く)に挙げる耐用年数を記入してください。
なお、中古資産について見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記入してください。

令和 7 年度 種類別明細書 (増加資産・全資産用)

所有者コード		所有者名		1枚のうち								
記入不要		償却 太郎		1枚目								
行番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年 月	取得価額 千円 百円 十円 円	耐用年数	減価償却率	価額 千円 百円 十円 円	課税の特例 コード	課税標準額 千円 百円 十円 円	増加事由	摘要
01	2	脱本機 3100VR	1	4 10 1	956 000	7	0.				1 申告漏れ	
02	2	デジタルオフセット印刷機 ART700	1	4 19 1	840 000	9	0.				1 申告漏れ 2 旧耐用年数：10年	
03	3	境港丸(漁船)	1	5 02 7	30 000 000	9	0.				1 2 内航船舶 3 4 特例 法349の3	
04	6	キャビネット	6	5 02 3	360 000	3	0.				1 2 倉庫営業所より 3 4 移動	
05	6	パソコン	1	5 02 11	241 000	4	0.				1 2 3 4	
06	6	事務用机(中古)	1	5 03 10	150 000	5	0.				1 2 3 4	
13												

＜資産の種類＞
該当する番号(1～6)を記入してください。
1. 構築物
2. 機械及び装置
3. 船舶
4. 航空機
5. 車両及び運搬具
6. 工具・器具及び備品

＜資産の名称等＞
資産の名称は略称ではなく、正式名称を記入してください。
中古の場合は、名称のあとに()で中古と記入してください。

＜取得年月＞
資産を取得した年月を記入してください。
年号は番号(1～5)を記入してください。
1. 明治
2. 大正
3. 昭和
4. 平成
5. 令和

＜取得価額＞
資産の取得価額を記入してください。
なお、「取得価額」は資産を取得するために要した費用(引取運賃、手数料、据付費その他事業用を使用するために直接要した費用を含む)です。
消費税は、税込経理方式を行っている方は取得価格に含めて記入し、税抜き経理方式を行っている方は取得価格に含めず記入してください。

＜増加事由＞
該当する事由の番号を○で囲んでください。
1 新品
2 中古取得
3 移動による受入れ
4 その他

＜摘要＞
摘要欄には特記事項がある場合に記入してください。
課税標準額の特例に該当する資産がある場合は、その旨を記入してください。
(注)
申告漏れ等によって今回初めて申告する資産のうち、平成19年以前に取得した資産で、平成20年度税制改正における耐用年数省令の変更により、平成20年度までの耐用年数と平成21年度以降の耐用年数が変わるものには旧耐用年数を摘要欄に忘れずに記入してください。

電算処理による全資産申告を行う事業
所以外は記入不要です。

(3)種類別明細書(減少資産用)の記入例

※ 資産の異動がない場合は、提出の必要はありません。

＜取得価額＞
全部減少の場合は、当該資産の取得価額を記入してください。
一部減少の場合は、当該資産の減少分に相当する取得価額を記入してください。

種類別明細書(減少資産用)

令和 7 年度														
※ 所有者コード ※														
記入不要														
所有者名														
1枚のうち														
1枚目														
借却 太郎														
行番	資産の種別	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	申告年数	減少の事由及び区分			摘要		
号				量	年 月	十 百 千 円			1売却 3移動	2減失 4その他	1全部 2一部			
01	Z	136205	印刷機紙	1362	5	2,000,000	5		1・2	3・4	1・2	故障のため1台除去 3台 6,000,000円 → 2台 4,000,000円		
02	Z	100106	パッケージエアコン	14	6	300,000	6		1・2	3・4	1・2	部品交換のため一部除去 2,000,000円 → 1,700,000円		
03	6	101005	ファクシミリ	14	5	126,000	5		1・2・3	4	1・2	取得年月訂正		
04	6	101207	パソコン	1430	7	265,500	4		1・2	3・4	1・2			
05									1・2	3・4	1・2			
06									1・2	3・4	1・2			
07									1・2	3・4	1・2			
08									1・2	3・4	1・2			
09														
10														
11														
12									1・2	3・4	1・2			
13									1・2	3・4	1・2			

＜資産の種類＞
資産の種類(1～6)を記入してください。

1. 構築物
2. 機械及び装置
3. 船舶
4. 航空機
5. 車両及び運搬具
6. 工具・器具及び備品

＜抹消コード＞
該当する資産コードを、同封の細目一覧表のとおり記入してください。

＜資産の名称等＞、＜取得年月＞、＜耐用年数＞
減少した資産について、償却資産細目一覧表にある各欄を参照し、記入してください。

＜数量＞
資産の減少分に対する数量を記入してください。

＜減少の事由及び区分＞
該当する番号を○で囲ってください。
「その他」に該当する場合は、摘要欄に具体的に事由を記入してください。

＜摘要＞
資産の内容を変更する場合は、その内容を記入してください。

申告書の提出・問い合わせ先

境港市役所 税務課 固定資産税係
〒684-8501 鳥取県境港市上道町 3000 番地
TEL : 0859-47-1018(直通) FAX : 0859-44-3001
境港市ホームページ <https://www.city.sakaiminato.lg.jp/>

申告期限

▶ 令和7年1月31日[金]